

議会活動報告第 47号



〒364-0003 北本市古市場 1-36 TEL/FAX 048-591-5762 携帯 090-8848-8465

1965 年北本生まれ。

Email tatsumi3@gmail.com

URL http://www7b.biglobe.ne.jp/~oshimatatsumi/

## 人にやさしく、暮らしやすいまち

安心・安全なまちづくり 財政の健全化 行政改革の推進

北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。 三国コカ・コーラボトリング(現コカ・コーラボトラーズジャパン)入社。その後、経営コンサルティング会社、投資 顧問会社勤務、大島あつし衆議院議員公設秘書を経て 2011 年より北本市議会議員。現在4期目。

令和6年第2回定例会についてご報告します。

# 公民館等の利用料金の改定について

議案第36号「北本市公民館設置及び管理条例 等の一部改正について」では、地区公民館等の利 用料金について改定されました。条例改正の主旨 は、市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確 保した料金を設定するため、地区公民館等の利用 料金の上限を改定するものです。対象となるのは 地区公民館、市立集会所、北本市学習センターで

利用料金については、北本市使用料・手数料の 適正化に関する基本方針に基づき算定されてい ます。具体的には、1平方メートル・時間当たり 維持管理費×面積×使用時間×受益者負担 (50%) で計算されます。これにより、使用す る面積が大きい方が、また使用する時間が長い方 が、利用料金が高くなる仕組みになります。体育 室については、全面、2分の1面、8分の1面と いう単位での料金設定となります。体育室の場合 は、利用料金の算定の通りに設定すると従前より 大幅に上昇するため、激変緩和措置として 1.5 倍になるよう調整しています。

利用料金の改定は、昭和58年の料金徴収から 初めてのことです。今回の料金改定に至った経緯 としては、北本市使用料・手数料の適正化に関す る基本方針が定められたことと、来年度から新た な指定管理者に代わることから、このタイミング での改定となりました。

受益者負担(50%)の考え方については、受 益者と行政の負担割合を明確化したことにより ますが、性質別負担割合を設定しサービスの性質

により4つに区分しています。その中で、公民館 は第3分類の受益者負担50%、公費負担50% に該当します。この第3分類というのは、日常生 活を快適にするもので、個人によって必要性は異 なるが、民間にあまりないサービスと位置付けら れた施設となります。

今回の改定については、利用される方、利用 されない方など立場の違いから、さまざまなご 意見が出ているものと存じます。

使用料・手数料の見直しについては、北本市 使用料・手数料の適正化に関する基本方針にお いて原則4年ごとに実施することとなっていま す。引き続き状況を把握するとともに、適切な 料金設定となるよう努めます。

## デーノタメ遺跡が国指定史跡へ!

6月24日、国の文化審議会はデーノタメ遺跡 を国指定史跡に指定するよう、文部科学大臣に答 申しました。今後は、文部科学省からの官報告示 により、正式に国指定史跡に指定されることにな ります。

デーノタメ遺跡は1,200年以上も続いた縄文 時代の集落遺跡で、文化財に関する国の専門機関 からその歴史的な価値を認められているもので す。国指定史跡となることで、より多くの方に知 っていただき、親しんでいただけるものとなるこ とが期待されます。

北本市における国による文化財の新指定は、 大正11年に指定された石戸蒲ザクラ以来で 102年ぶりのことになります。

# 大島たつみの一般質問より(抜粋)

## 消滅可能性自治体について

- (問)北本市が消滅可能性自治体に挙げられなかったことについて、市長の見解は。
- (答)【市長】都心における地価の上昇による県内への人口流入と社会的な要因も挙げられますが、&greenをコンセプトとしたシティプロモーションの取組など、人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトに重点的に取り組んだことも要因のつであると認識しています。
- (問) 広報きたもと6月号の市長のコメントに 「人口が減っても市民の皆様が幸せに暮ら していけるまちづくりを進めていく必要が ある」とあるが、これは具体的にどういう ことなのか。
- (答)【市長】シティプロモーションを始めとするリーディングプロジェクトに資する事業を引き続き実施していきます。こういった施策を通し、人々の価値観の変化や社会の変化を的確に捉え、都会と魅力的な地方トカイナカの両方の顔を持つ本市ならではの人口が減っても幸せに暮らせるまち、心の豊かさを求めるまちを追求していくことが今後のまちづくりの鍵になると考えます。

消滅可能性自治体は、20 歳から 39 歳の女性 人口が、2020 年から 2050 年までの 30 年間で 50%以上減少する自治体と定義されています。

今回はこの値が 43.5%だったために消滅可能 性自治体から脱却しました。しかしながら、減 少率が高い状態に変わりありません。

また、北本市の令和4年の合計特殊出生率は 1.09で国(1.26)や県(1.17)と比べて低い水 準です。社会減対策だけでなく、自然減対策と の両面からの施策が求められます。

## いじめについて

(問)令和4年度のいじめに関する調査(児童生

- 徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課 題に関する調査)について。
- (答) いじめの認知件数は、小学校が 135 件、中学校が 37 件となっています。令和3年度と比較すると、小学校で5件増加、中学校で2件増加となりました。また、学年別の認知件数については、件数の多い順に、小学校では1年生、31 件、5年生、25 件、3年生、24 件、2年生、22 件、6年生、17 件、4年生、16 件となっています。中学校につきましては、1年生、20 件、2年生、14 件、3年生、3件になっています。。
- (間)未就学児のいじめの状況は。
- (答)未就学児に係るいじめの調査は、国においても行われたことがなく、本市においても同様であるため、いじめの有無については把握していません。しかしながら、未就学児におけるいじめ、あるいはそれに近い事態については起こり得るものと考えています。

未就学児のいじめについては、現状では確認 されていないということですが、学年別のいじ め認知件数では小学一年生が最多ということか ら推察すると、いじめの可能性はゼロではない と思われます。

いじめ防止対策推進法では、未就学児はいじめの対象ではありませんが、北本市では子どもの権利に関する条例を制定していますので、その枠組みの中で適切な対応が必要です。



一般質問の録画配信は、 こちらからご覧いただけます。

### 【あとがき】

次回の令和6年第3回定例会は、 8月27日(火)から9月27日(金) の予定です。

今後も皆様のご意見・ご相談など お寄せいただけましたら幸いです。



ル本トマト イメージキャラクター